

政策 I-1-(1)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化
16年度重点施策	① リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化に関するアクションプログラムの実施 ② 中小企業対策との連携 ③ 整理回収機構（RCC）の一層の活用
参考指標	① 機能強化計画の進捗状況 ② 中小・地域金融機関・業界団体における取組状況（半期毎に各主体が公表） ③ 整理回収機構（RCC）による企業再生の状況（再生件数）

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	不良債権問題が正常化されること

3. 政策の内容

中小・地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用組合）については、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月）（以下「アクションプログラム」という。）に基づき、15～16年度までの2年間で地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業対策との連携等を含め、地域密着型金融の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組を進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくこととしています。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

17年6月に取りまとめ、公表した『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について（詳細は、金融庁ホームページを参照^{*1}）等によれば、本施策については以下のような評価が得

*1 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050629-3.html>

きます。

<金融機関等の取組み実績>

中小・地域金融機関等の取組み実績をみると、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの強化・拡充が図られてきており、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて、着実に進捗しているものと考えています。

① 「アクションプログラム」の実施

➤ 具体的な実施状況は別添のとおりです。

② 中小企業対策との連携

中小企業再生支援協議会等の活用については、引き続き、同協議会との連携強化・情報交換が図られているほか、同協議会の調整機能等を活用した早期事業再生への取組みが進捗しています。

➤ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先等（※）（期中実績）

15年度 229件、3,969億円 ⇒ 16年度 348件、6,290億円

（※）「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先・債権額」、「産業再生機構の支援決定先・債権額」等の合計。

産業クラスターサポート金融会議については、15年6月までに各地域（財務局単位）において立ち上げられ、以後、各地域において概ね2～4回開催されています。産業クラスター計画を支援するためのつなぎ融資（産業クラスターサポートローン）も徐々にではありますが着実に伸びてきています。

➤ 産業クラスターサポートローン（期中実績）

15年度 28件、5億円 ⇒ 16年度 68件、14億円

ベンチャー企業向け業務に係る政府系金融機関等との連携については、定期的な情報交換の実施等を通じて連携強化が進んでいる中で、協調融資が増加しています。

➤ 政府系金融機関等との協調融資（期中実績）

15年度 346件、373億円 ⇒ 16年度 702件、684億円

③ 整理回収機構の一層の活用

整理回収機構は、16年7月から17年6月末までに98件の企業再生（法的再生・私的再生）を実施するとともに、「RCC企業再編ファンド」について30行と業務委託契約を締結しました。

なお、整理回収機構においては、再生機能の見直し及び保有債権の流動化についての考え方を取りまとめ、公表しました（17年4月）。

<金融機関の取組みに対する評価>

金融機関の取組み実績に対する評価については、利用者アンケート結果等をみると、借り手等の受止め方は従前に比べ改善しているほか、中小企業からみた金融機関の貸出態度も改善傾向にあり、一定の評価ができるものと考えています。

また、中小・地域金融機関の財務状況をみると、全体として改善傾向にあり、不良債権比率についても、全体として低下のトレンドに入っています。こうした点については、マクロ経済情勢等の影響も大きいため、金融機関による地域密着型金融の取組みの成果のみによるものと考えすることは必ずしも適当ではありませんが、例えば、取引先企業の経営相談・支援機能の強化を通じた要注意先債権等の健全債権化等が進捗していることをも踏まえると、一定の効果はあったものと考えています。

5. 今後の課題

15～16年度の「集中改善期間」における各金融機関の地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて、着実に進捗していますが、創業・新事業支援や早期事業再生などの分野をはじめ、その効果が顕在化するまでには一定の時間を要する取組みが少なくないことを踏まえれば、今後ともこうした取組みを継続していく必要があると考えています。また、地域密着型金融の推進は、個々の金融機関の自主的努力を通じて実現される面が大きいと考えられます。

こうした観点から、17～18年度の「重点強化期間」においては、新アクションプログラムに基づき、各金融機関は、地域の特性等を踏まえた個性的な地域密着型金融推進計画を策定し、その実施に当たっても、自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じて、ビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下で、地域密着型金融の一層の推進を図ることが必要であるとと考えています。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。